

陸上自衛隊仕様書		
物品番号	仕様書番号	
木屑（売払い）	補給 - 5	
	防衛大臣承認	年 月 日
	作成	令和 5 年 6 月 1 4 日
	変更	年 月 日
	作成部隊等名	北海道補給処日高弾薬支処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊北海道補給処日高弾薬支処から発生した不用弾薬木箱等の売払いについて規定する。

1.2 適用法令など

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施工規則（昭和46年9月23日厚生省令第35号）
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法令に基づく関係市町村の条例

2 不用弾薬木箱など（木屑）売払いに関する要求

2.1 売払い期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

2.2 種類・数量

不用弾薬木箱など（木屑）の種類・予定数量は、別表による。

2.3 搬入要領

a) 搬入年月日

毎月の搬入日は、官側との調整による。

b) 荷姿

弾薬木箱は官側が次の処置を施し原形のまま搬入する。

- 発泡スチロール保定材・プラスチック・ナイロン部品の除去
- 大きさが30cmを超える補強金具などの除去
- 蓋の周囲或いは木箱前面に付着したガムテープの除去
- 帯鉄の除去

c) その他

弾薬木箱の状態の悪いもの（塗料の付着・腐食等）については官側との調整による。

d) 計量

搬入車両1台毎に計量を行い、それぞれの車両に重量伝票を作成しその都度官側に提出するものとする。

e) 搬入場所

契約業者が指示する場所

2.4 搬入後の管理

契約業者が責任者となり関係法令などにしたがって管理を行う。

2.5 検査・監督

検査官は契約どおり売払いが履行されたことを月末（土，日，祝日を除く。）に重量伝票で確認し
監督官は破壊状況を現地において必ず確認する。

3 木箱など処分に関する遵守事項

- a) 契約相手は管理外への流出防止のため嚴重管理を行うとともに，万が一流出し社会問題が生じた場合については契約相手において対処するものとする。
- b) 原形をとどめない程度に粉碎する。

4 その他

この仕様書についての意義は，すべて契約担当官などに申し出て，その指示を受けるものとする。

令和5年度木屑売払予定数量(令和4年度から見積)

NO	品目	数量(EA)	重量(KG)	総重量
1	120mmTKG, HEAT弾用木箱	777	12.40	9,634.80
2	120mmM弾用木箱	151	13.60	2,053.60
3	120mmM弾用木箱(照明弾)	9	13.60	122.40
4	81mmM弾用木箱	107	8.48	907.36
5	81mmM弾用木箱(JM型照明弾)	2	8.50	17.00
6	パレット(155mmH用)	133	22.60	3,005.80
7	パレット(155mmH用、L15用)	80	22.70	1,816.00
8	40mmてき弾用木箱	1	4.32	4.32
9	110mmR用木箱	7	14.40	100.80
10	01式軽対戦車誘導弾用木箱	3	16.00	48.00
11	87式対戦車誘導弾用木箱	9	18.40	165.60
12	木箱(9mm拳銃弾)	2	1.60	3.20
13	木箱(破壊筒キット)	1	21.60	21.60
14	木箱(JM111A4信管)	7	6.40	44.80
15	木箱(破片手榴弾)	7	7.20	50.40
16	木箱(06式演習小銃てき弾)	6	9.30	55.80
17	木箱(70mmRL弾用)	8	18.40	147.20
18	木箱(70mmRL弾頭用)	69	4.00	276.00
19	木箱(70mmRL弾ロケットモーター用)	123	11.20	1,377.60
20	木箱(92式信管)	29	7.20	208.80
21	木箱(98式信管)	1	6.40	6.40
22	木箱(18mm縮射弾)	4	11.80	47.20
23	木箱(84mmRR, HE. WP. ILL弾)	3	5.90	17.70
24	木箱(84mmRR, HEAT. 演習弾)	6	5.90	35.40
25	木箱(70式地雷原爆破装置用ロケット弾)	6	9.60	57.60
26	木箱(76mm発煙弾用)	4	7.00	28.00
27	小火器弾用木箱(M23)	108	2.90	313.20
28	木箱(91式携帯地对空誘導弾(B)用)	6	24.00	144.00
29	M557系弾頭信管用木箱	33	5.92	195.36
30	70式地雷原爆破装置用木箱(制動索)	8	16.00	128.00
31	70式地雷原爆破装置用木箱(前端)	8	8.80	70.40
32	70式地雷原爆破装置用木箱(中間)	46	8.80	404.80
33	70式地雷原爆破装置用木箱(後端)	8	8.80	70.40
34	木製パレット及び保定材		3,020.50	3,020.50
	合計			24,600.04